



平成 30 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 Shinwa Wise Holdings 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎  
( J A S D A Q ・ コード 2 4 3 7 )  
問合せ先 経理部長 益戸 佳治  
電話番号 0 3 - 5 5 3 7 - 8 0 2 4  
(<http://www.shinwa-wise.com>)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年7月20日開催の取締役会において、平成30年8月30日開催予定の第29回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 変更の理由

経営基盤の強化と充実を図るために、役付取締役として取締役会長を選定することができる旨を明記するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第21条 (条文省略)	第1条から第21条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、 <u>取締役会長1名</u> 、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条から第49条 (条文省略)	第23条から第49条 (現行どおり)

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 30 年 8 月 30 日  
平成 30 年 8 月 30 日

以上